

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

作成年度	平成 26 年度	次回見直し予定	平成 31 年度
------	----------	---------	----------

条 例 名	小規模特定給食施設の栄養改善に関する条例		
条 例 番 号	平成 11 年神奈川県条例第 42 号	法 規 集	第 8 編第 4 章第 3 節
所 管 室 課	保健福祉局保健医療部健康増進課		
条 例 の 概 要	健康増進法に定めのある特定給食施設に加えて、特定給食施設よりも小規模な給食施設に対して栄養改善指導の機会を確保し、県民の健康の保持増進を図っている。小規模特定給食施設については、児童福祉施設と事業所が多数を占めており、幼児期の望ましい食習慣づくりや、事業所の健康問題対策のためにも、特定給食施設と同様の内容の栄養改善指導が必要であるため、条例化を図ったものである。		

検	視 点	検 討 内 容	備 考
	討	必要性 （現在でも必要な条例か。）	県民の栄養の改善及び健康の保持増進を図るためには、県内の給食施設の約 4 割を占める小規模特定給食施設に対しても、特定給食施設と同様の栄養改善指導を行う機会を広く確保する必要があり、これを実施するために必要な事項を定めた本条例は現在でも必要である。
有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）		本条例に基づき、給食施設に対して栄養管理を実施（1 月に前年の給食施設の給食状況を給食施設栄養管理報告書により現状把握）し、必要な指導、助言及び監督を行っており、給食を通じた食環境の整備に有効に機能している。	小規模特定給食施設に対する栄養改善指導の実績 平成 25 年度：540 件 平成 24 年度：523 件 平成 23 年度：487 件 平成 22 年度：465 件
効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）		小規模特定給食施設の栄養改善指導は、県内の各保健福祉事務所及び各保健福祉事務所センターにおいて特定給食施設への実施指導と同時に行うなど、効率的に行われている。	
基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）		本条例の目的である県域内給食施設の把握及び栄養管理指導の効果的推進は、「かながわグランドデザイン」の政策分野 健康・福祉の「1 とともに生き支えあう地域社会づくり（3）生涯を通じた健康づくりの推進」に寄与するものであり、県の基本方向に適合している。	
適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）		本条例は、健康増進法 20 条の特定給食施設に加えて小規模な給食施設（継続的に 1 回 50 食以上 100 食未満又は 1 日 100 食以上 250 食未満の食事を供給する施設）に対して栄養改善指導の機会を確保しているが、その内容は健康増進法の目的に照らして合理的なものであり、かつ、憲法や法令に抵触するものではない。	
	その他		

見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等  現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	